

総合科学技術会議  
第 7 1 回評価専門調査会議事概要（案）

日 時：平成 20 年 4 月 10 日（木）13：32～15：32

場 所：中央合同庁舎 4 号館 共用第 1 特別会議室（11 階）

出席者：奥村会長、石倉議員、郷議員

青木委員、伊澤委員、笠見委員、加藤委員、小林委員、  
齊藤委員、榎原委員、田渕委員、手柴委員、中西委員、  
古川委員、本田委員、陽委員、宮崎委員

欠席者：相澤議員、薬師寺議員、本庶議員、榎原議員、金澤議員

垣添委員、北澤委員、久保田委員、小館委員

事務局：岩橋審議官、天野参事官他

議 事：1. 開 会

2. 評価専門調査会（第 70 回）議事概要（案）について
3. 評価システム改革の推進について（議事 1）
4. その他
5. 閉 会

（配布資料）

- 資料 1 評価専門調査会（第 70 回）議事概要（案）について  
資料 2 評価システム改革促進方策検討の主な論点（案）（第 70 回  
評価専門調査会 資料 3）等に対する専門委員のご意見  
資料 3 評価システム改革促進方策検討の主な論点（修正案）  
資料 4 国の研究開発評価に関する大綱的指針の見直し方向（案）

（机上資料）

- 国 の 研 究 開 発 評 価 に 関 す る 大 綱 的 指 針 (平成 17 年 3 月 29 日)  
科 学 技 術 基 本 計 画 (平成 18 年 3 月 28 日)  
分 野 別 推 進 戰 略 (平成 18 年 3 月 28 日)  
競 争 的 資 金 の 拡 充 と 制 度 改 革 の 推 進 に つ い て  
(平成 19 年 6 月 14 日)  
理 化 学 研 究 所 に お け る 研 究 開 発 評 価 に つ い て  
(平成 19 年 5 月 22 日)  
産 業 技 術 総 合 研 究 所 に お け る 評 価 に つ い て (平成 19 年 5 月 22 日)

科学技術振興機構における研究開発評価について

(平成19年6月1日)

NEDO技術開発機構における評価について (平成19年6月1日)

文部科学省における研究開発評価について (平成19年6月1日)

経済産業省における評価の現状等について (平成19年6月1日)

「研究開発評価」の課題と改善策 (1) —課題評価を中心として—

(平成19年5月22日)

「研究開発評価」の課題と改善策 (2) —課題評価を中心として—

(平成19年6月1日)

議事概要：

【奥村会長】 それでは定刻になりましたので、これから第71回評価専門調査会を開催させていただきます。

本日は、前回に引き続き評価システムの改革についてご審議をお願いしたいと思います。

＜事務局から配布資料の確認が行われた＞

評価専門調査会（第70回）議事概要（案）について

平成20年3月3日の評価専門調査会（第70回）の議事概要（案）について確認が行われ、承認された。

評価システム改革の推進について（議事1）

【奥村会長】 それでは早速、議事1に入らせていただきたいと思います。前回は評価システム改革の推進について、これまで具体的に議論した事項を論点として整理させていただき、それを大綱的指針の中に結びつけていくという方向性までご確認いただいたと思います。

本日は、前回の評価専門調査会での議論、さらにその後、各委員からご意見も頂戴してございます。ということで、これらを今日議論していただき、引き続き大綱的指針の見直しに向けたご検討をお願いしたいと考えているところでございます。

それでは、事務局の方で準備いたしました資料2及び資料3を引き続いてご説明させていただきたいと思います。その後、各委員の皆様からご意見をいただきたいというふうに考えてございます。それでは事務局、説明をお願いしま

す。

＜事務局から資料2、3に基づいて説明が行われた＞

【奥村会長】どうもありがとうございました。各種資料を同時にご説明申し上げたので、ややわかりにくいところはあったかもしれませんけれども、これから早速議論に移りたいと思います。メインの資料は、先生方のご意見をまとめさせていただいた資料2と資料3でございます。

前回はいきなり端の方から指名して大変ご迷惑をおかけしましたので、今日は先生方の方からご発言をお知らせいただければと思います。さはさりながら、できましたら全員の方にご意見を賜りたいと思っておりますので、極めて限られた時間ですが、2分ないし3分ぐらいでと思います。いかがでしょうか。

【中西委員】前もって送っていただいた資料の中では論点1－6が3に入っていたと思いますが、今回1に移したということで、議論がうまく1から3へと、非常によくまとめられていると思います。

気になりましたのは、先ほどご紹介がございましたけれども、その他の大綱的指針の見直しの意見ということで、資料2の最後のところですが、学術会議や文科省など他の資料があることです。評価については昨今、ありとあらゆるところで議論になっております。そこで大変なことだとは思いますが、これら、他の意見についても論点1から3に沿ってまとめていただけると議論の補助になるのではないかと思います。

あとは、特に異論は無いのですが、ひとつ気になりましたのは、論点1－6で「客觀性を確保するために」と書いてあるところです。文章はこれでいいと思いますが、その中味、それぞれの機関と利害関係の無い人をはじめ、かつて利害関係があった人も含めて除くなど、文科省や経産省などいろいろな省庁によって規定があると思います。それらも含んでいるということを確認させていただければ結構でございます。

【伊澤委員】論点2というのが大変わかりやすくなったような気がするんですが、特にこの論点2－1の表現は、私の意図したことと大変よく合致していると思います。

ただ、その下にございます「例えば」という黄色い欄がありますが、その②「事後評価については」と書いてございますが、ここで言う「上位施策の事後評価においては」云々というのは、この論点2－1にあるプログラムの評価というふうに理解していいのかどうか、よくわからなかつたんですが。この②に書いてある意味が、私には理解できなかつたんですが、プログラム評価との関係において、これはどう理解したらいいのかちょっと教えていただけ

れると、こんなふうに思います。

【奥村会長】ちょっと事務局、説明お願ひします。

【天野参事官】それでは、ご説明させていただきます。先ほどもご説明させていただきましたが、こここの意図は私どもプログラム評価の考え方を出したいということで、こういうふうに整理しました。②のほうも、①の事前評価につきましては全体の方針を決めて、上位施策でありますプログラムの必要性なり方向性なり課題なりを決めて、その具体的なプロジェクトあるいは課題につきましては、それをもとにその実施方策について評価をしていくという考え方で、②の事後評価につきましては、逆にそれぞれの個別のプログラムの中にございりますプロジェクトなり課題の評価を集大成した形で評価をしていくという方向性を出していったらどうかということで整理をさせていただいたものでございます。

【齊藤委員】今のことと鑑みて、私、言葉がさっきの説明でわからないんだけど、「政策⇒施策」というのは、政策を施策と入れかえるということですか。そうじゃなくて、政策、施策、個別課題と書けばいいので、プログラム、プロジェクトというのは余計な言葉ということによろしいんですか。同じことを言っているということによろしいんですね。それがわからない。この書き方がわからない。文字の配置がわからない。意味が理解できないんです。要するに、プログラムとかプロジェクトと言わなくていいと。個別課題、施策でそれでいいというなんだったら、もし、どうしてもプログラムと言いたいんなら括弧をつけて言うと。「・」だとすると、両方使う人が出てくると大変にあいまいになる。そういうことを意図しているんですか、この意図がよくわからないんです。

【天野参事官】一般的な政策につきましては、先ほどもご説明しましたように、政策、施策、事務事業という政策評価の体系ではそういう言い方をさせていただいています。

ただ、研究開発の場合には、全体を大きく分けますとそういう分け方の整理が一般的かなということで、こういう文言を使わせていただきました。研究開発の場合には施策的な、典型的には競争的資金制度みたいなものが施策のような形になりますし、プログラムですと一つの課題をどういうふうにこなしていくかという政策目標を持ったまとまりというようなことで使っている場合が府省でございますので、そういう意味では施策とプログラムではちょっと違う意味で使っているということで、分けて整理しました。段階的には、この3つのような形かなということで整理をさせていただきました。

【齊藤委員】この書き方だと幾らでも解釈のしようがあるんだ、これ。私のさっき言った……、要するにこれ、政策を施策と読みかえると、プログラムを個別課題と読みかえると、素直にはそう見えます。この書き方は。さっきの説明

と違うからそうじゃないと思うけど、これ読んだらみんなそう思いますよ。

【奥村会長】置きかえるということではないんでしょう、これ。ですから、この矢印のところを正確な表現にして……

【齊藤委員】矢印なんて変てこなものを使うからいけないです。

【奥村会長】要するに、正確な表現にしなさいと、こういうご指摘です。

【天野参事官】すみません。わかりました。まさしく上位概念として施策があって、その中にそれを達成していくための幾つかの施策・プログラムが入っていて、さらにそれを具体的にこなすために個別課題とかプロジェクトとかがあるという意味で、この矢印はそういう大きな広がりからだんだん個別になっていくという意味でこういう整理をさせていただきました。水色のファイルの前回の参考資料2で、国における研究開発評価制度の概要という資料がございます。その資料の5ページ目に、5で研究開発施策の体系例というのを概念的に整理した資料をつけさせていただいております。

概念的にございますけれども、左側に政策評価区分というふうに書いてございますが、政策評価の中では一番上位の大きなくくりの政策として「政策」という言葉を使っていると。それを実現する上でいろんな施策があるという意味で「施策」という言葉を使っている。さらにそれを具体化して、事務事業を実施するという3段階の施策のまとまりの呼び名をしているということです。案件に関してもこれに倣って政策、施策——施策の中にもプログラムという言い方をしているところもありますので、プログラムというのを追加しました。事業のところは「課題・プロジェクト」のほうがわかりやすいかなということで、そういう言葉を使わせていただいたということです。こういう全体の体系という意味でございます。先生がおっしゃるように、矢印というのは適当でなかったかもしれません。

【奥村会長】では、ここはちょっと修正していく方向で。

【齊藤委員】はい、わかりました。どうも伊澤先生、中断しまして申しわけございません。

【伊澤委員】よろしいでしょうか、一言だけ。この論点2の「例えば」の②に書いてございますことは、要するにプログラム評価をやっているような印象を受ける表現なんですが、やるとすればこういうふうにやりなさいという文章だと理解すればよろしいでしょうか。

【天野参事官】この論点とこの具体例というのは、今後、大綱的指針の中に具体的にこれを原則としてやりなさいということで盛り込ませていただくということを前提に整理をさせていただきたいというふうに考えております。

【伊澤委員】はい、わかりました。

【田渕委員】今と同じところですけれども、②「事後評価については」という

ことで、「事後評価においては、下位施策の成果等を詳細に点検するのではなく、下位施策の事後評価を活用して」とあるんですが、この「成果等を詳細に点検する」というのが事後評価ではないのかなと。「下位施策の成果等を詳細に点検するのではなく」というのはどういうことを意味しているのかが、ここでは読み取れなかったのですが。

もう一つ同じところですけれども、下位施策、要するに施策の中に上位、下位があるという位置づけなのか、下位施策はプロジェクトあるいは個別課題を指しているのか。そこをもう少し明確にご説明いただけますか。

【天野参事官】文言上、少しあかりやすく整理させていただきたいと思いますが、田渕先生がおっしゃいますように、一つは下位施策、上位施策の話といいますと、施策と個別課題あるいはプログラムとプロジェクトという関係の上位施策、下位施策という意味でございます。そういう意味ですと、プログラムの中に幾つかのプロジェクトがあるという体系を考えますと、プログラムの評価につきましては、プロジェクトと同じような評価をするのではなく、プロジェクトで評価された結果をまとめて評価をしていけばいいのではないかという趣旨で整理をさせていただいております。

そういう意味で、その関係がわかりにくかったかと思いますので、その文言は工夫をさせていただきたいと思いますけれども、そういう趣旨でございます。

【岩橋審議官】補足させていただきますと、ここは評価が重複しないようにという趣旨で、要するに施策が階層構造になっている場合に、下で評価されたものを次の層ではなるべく活用して、その上位の評価をするために、また同じことを繰り返さないという形で評価の重複を避けたいという意味でこういう表記をさせていただいている趣旨でございます。

【田渕委員】それは当たり前のことかなと思うんですね。おっしゃりたいのは、プログラム、要するに施策と呼んでいるところの、その評価ですね。施策は施策でプログラムとしての評価というのがあると。その下にプロジェクトなり個別課題と呼んでいるんですが、ここでは。幾つかそれがありますよね。それの個々の評価を活用して、その上にあると言われているプログラムというものを評価すると言っているのか。それは一つの考え方だと思いますね。それは要するに下からの積み上げ型の考え方ですね。プロジェクトなり個別課題なりが、プログラムにどれだけ寄与したかを見る。

もう一つ上から展開する場合は、プログラムがあって、それを構成する事業として、プロジェクトなり個別課題なりが適切なのかどうかという、そういう評価の仕方もあるんですね。

ここではどちらを指しているのかが見えなかった。本当は両方必要なのだろう

と思うんですけども。その点はいかがでしょうか。

【天野参事官】田渕先生のおっしゃるような趣旨で、事前評価の必要性を検討するときには、まさしく施策の必要性と、その施策を具体化するためにどういうことをやるのかという個別事務事業までの必要性を検討する。その事務事業の評価については、それを前提にして具体的にどうするかという手法等を見ていく。その事前の評価がそういう上から下の流れになるのではないかと考えております。

成果の評価、事後評価については、実際にやられたものの下の施策の評価をきちんとやった上で、それをまとめて全体として評価をしていくという、下から上の流れなのかということで整理しました。確かに、ここはうまく整理されていないと思います。

【田渕委員】一言だけ。私は両方必要だと思います。事後評価に関しても、施策を構成している個々のプロジェクトが適切だったのかという構成事業の妥当性という観点ですね。そちらのほうも必要だと思います。

【奥村会長】他にご意見。では、笠見委員。

【青木委員】ちょっと、別の視点でいいですか。

【奥村会長】今のに関連するところでございますか。では、青木委員。

【青木委員】大変申しわけないんですけども、私、今皆さんのお話を聞いていて非常に混乱をしております。ちょっとした違いなんすけれども、プログラムの評価という表現と、プログラム評価というのは全く別ものだと私は思っているので、それは混同しないようにしていただきたいと思います。

プログラム評価というのは、ある事柄が目的を立てて、その目的を達成するように全体が仕組まれているかどうかという評価の仕方をするのがプログラム評価なんですね。ですから、プロジェクトをプログラム評価することがあるんです。プログラム評価というのは、何とかプログラムという名前のついたものを評価することがプログラム評価ではないんです。評価の種別なんですね。途中で少し言葉が出た、例えば適正かどうかを評価するという形と若干違うような、仕組み評価みたいな、うまく仕組まれて必ず達成できるようにしているかどうかというところでの評価体系というか、評価の仕組みを総称してプログラム評価と言っているように私は理解しています。

それに対して、今の議論ですと上位計画であるプログラムを評価するのをプログラム評価という表現にすりかわってしまっていて、何か少し……、私の頭は今混乱しております。

【奥村会長】大変、ちょっと混乱して、まず言葉のことで混乱しているところもあると思いますけれども、まず、この言葉については明確に下位、上位という施策という言葉はやはり改めるということが一つ。

それから今ここで議論になっていますのは、先ほど事務局からお答えしましたように、プログラム評価を行うという方向でこの②が出ているんですけれども、そのときにまずプログラムとして個々の要素の事業が果たして適正であったかどうかという視点と、それから個々の事業を寄せ集めたときに全体がどうであったかという2つの視点があるというご指摘があって、これは恐らく両方必要なんですが、先ほど審議官が回答しましたように、ひとつの趣旨は、そのプログラム評価のときに改めて個々のプロジェクト評価をしている事例がかなりあるということで、その下位でプロジェクト評価をやった結果が活かされていないのではないかと。これは結果、要するに評価の負担をできるだけ避けるというひとつの視点で、ここに正確に織り込みたいと、そういう意図で入れたものです。そういう意味で、先ほど田渕委員のご指摘にあったように、表現が極めて不十分で改めて修正する方向で修文させていただきたいというふうに思います。

【笠見委員】2ページなんですけれども、今回の一番大きなポイントの一つは、やっぱり2ページの②、③にあるように、国際的なベンチマークに基づいてどういう数値目標を上げるんだと。それを計画の中でもちゃんとやってほしいと。それに従って評価をして、当然結果も、それはベンチマークというのは時間とともに変わるわけですから、国際ベンチマークに対してどうだったんだというのが一つの大きな評価のポイントであると。これを明確にやっていただいたというのは結構いいと思うので、これを絶対守っていただきたいという気持ちなんです。

この「例えば」というのは、今度大綱の中にどうやって組み込まれるのかと。大綱があって、大綱を受けて各省庁が自分たちの評価基準を決めて、またそれに従って独法を決めると。そういうところで薄まってしまわないようにちゃんとやってほしいんですよ。具体的に言いますと、戦略重点科学技術というのはせっかく決めたんだから、当然戦略重点科学技術はこの技術開発プロジェクトの非常に大きなパートであるというぐあいに認識しています。そういうことをちゃんと例として書いてほしい。

それから独法も、これは政策目標をやるためにある独法なんだから、分類としては一部基礎研究の部分はあるけど、当然目標をはっきりさせてそれに従ってやるわけですから、独法もこれに従ってちゃんと評価をしてほしいと。機関としての評価はまた別途やるにしても、各々のプロジェクトあるいは研究開発のプロジェクトについてはこういうことでやってほしいと。そういうことを薄まらないようにちゃんと明記してほしいんですよ。そこをどうこれから担保していくのかということがすごく重要だという具合に思いますので、それが第1点。

それから第2点は、これによってどれくらいの資金をカバーできるのかと。ある部分しかカバーできないんじや何のためのこの評価かということになってしまふわけですから。①の基礎研究　　これは基礎研究、僕は自由な発想で自由な目的でやる部分がこうだという具合に理解していて、同じ基礎研究でも政策目標が明確な公的研究機関はむしろ②だという具合に理解しているんですけどね。そこをはっきりさせて、どのくらいのお金がこの①なんだ、②なんだ、③なんだと、そういうことをマクロに示さないと、どこをどう評価しているのかがわからなくなっちゃうと。この2つを是非やっていただきたいという具合に思います。何か説明があればよろしくお願ひします。

【奥村会長】事務局、説明がありますか。

【天野参事官】一つは、大綱的指針への反映の仕方につきましては、また後でご説明いたしますけれども、先ほどもご説明いたしましたように、今回ここでまとめていただきましたことを原則として、原則といいますのは実はこの内容は、今の大綱的指針の中でも例外といいますか、留意事項的に述べられている部分がかなりございます。こういうことを原則としてやっていきなさいというようなことで、少し整理をさせていただきたいと思っております。

それと資金の話につきましては、にわかにご説明できませんけれども、全体をできる限り分類をした上で検討させていただきたいと思います。

【笠見委員】よろしくお願ひします。ですからその2ページの「例えば」というのは弱いと思うんですよ。もう少しちゃんとやっていただきたいという具合に思っています。

【岩橋審議官】ちょっと事務局から、その「例えば」について補足させていただきます。ここで「例えば」とさせていただきましたのは、これまでの本調査会における先生方のご議論を踏まえまして、今までの議論を整理するという意味で、事務局である程度議論のたたき台としてここに提出させていただくという意味で「例えば」と書かせていただきました。

これがどういう形になるかは、この専門調査会のご議論の結果でございますので、そのためにあえて例えばという形で、事務局で整理するとこれまでのこの調査会でのご議論、それからいろんなところで提言等を踏まえると、こういうことなのではないかという意味でございます。

【奥村会長】ちょっと補足しますと、事務局はああいう答えをしていますので、私も追認する格好になっているんですけども、先ほどの薄まらないようにというご発言があったと思うんですが、今考えていますのは、どういうふうに大綱的指針を改定していくかという方向性は後ほどの議論に用意しているんですが、実は先ほど事務局ご説明しましたように、現在ありますこれをよく読んでいただきますと、かなりよく言えば幅広く、違った言い方をしますと、かなり

種々いろんなやりができるような留意事項というのが非常に各種ついています。

これはあくまでも大綱ですので、やはり原則というものを一つ設けたいと。それ以外の方法をとる場合には、それなりの説明、理由があるでしょうから。という形で、比較的明確な筋をつくり上げていったらどうだろうかというふうに考えている伏線が、実は先にここに出てきている。そんなふうにご理解いただいて。これはまた後ほど議論していただいたら結構だと思います。一言補足します。

【本田委員】プログラムとプロジェクトという話がさっきから出ているのですけれども、たしか2年ほど前のときに、具体的な評価をするときにプログラムであるのにプロジェクトのような評価をしたということがスタートだったと思うのですね。それはおかしいのじゃないかと。だから、プログラムはプログラムとして評価すべきじゃないかと。プロジェクトはプロジェクトとして評価すべきじゃないかということから来ていると思うのですね。

ですから、これは今までの言葉じりをとらえることよりも、実際問題、ここでプログラムとして出てきたらプログラムとして評価しましょうというルールをちゃんとして、プロジェクトはプロジェクトでやると。多くを言えば、プログラムというのは幾つかのプロジェクトの集合体であると。であるのに、プログラムと見ずに細かいところを見て評価していると。それがだめじゃないかということだと思うのですね。そこさえはっきりすれば、今いろいろ出てきた言葉じりにつきましては、そんなに重要なことじゃないと。そうしたら、これからするときは、そこを明確にするというのが大事じゃないかと思うのですね。

そういう中でいきますと、例えば先ほど学術会議の資料でやるとか独法の資料で、中西先生がもう一度かみくだいていただいたらとおっしゃいましたが、私もそうだと思うのですけれども、資料2－参考1、学術会議の1枚めくった表紙の後を見ますと、提言の内容のところにもしっかりと書かれているのですね。「応用・開発研究の評価では、実用化までのシナリオを十分に検討した上で研究課題が計画されているかを評価することが重要である」ということがありますし、そしてその後13ページにまいりますと、もう少しまた具体的に応用研究と開発研究と、もうひとつ実用化研究があると。ここまでブレイクダウンされてやっていますね。

それがまた、資料2の論点のところでございますけれども、要するに論点1の1－3、本来多様である研究開発の評価を同じ評価軸で云々とありますけれども、多様化しているものをもう少し体系を分けてやっていきましょうという、そういうことが出ているので、今までの議論は私としてはそんなにコンフューズすることはないのじゃないかということでやつたらいいのじゃないかと思う

のですけれども、いかがでしょうか。

【古川委員】ちょっと今のに関連しますけれど、前回、学術会議の評価の方法を提言したものですから。今日のお話を伺っていて、2年間ずっとやっていて皆さんいろんな混乱があると思うんですね。混乱は、多分今日のところでまとまったことは、大きい枠組みとしては政策と施策とそれから課題と、こういう3つにしましょうと。政策のことはここでは評価するわけではないんですが、施策をイコール、プログラムと呼ぼうと。それから課題をプロジェクトと呼ぼうと。課題の中に、また今、本田さんおっしゃったみたいに基礎と応用と開発と、実用と言っているかもしれません、また3つ小項目がある。そういうふうに対象が決まっていて、それに対して今度は時系列的に見ると、採択時の事前評価と採択された後の中間評価と、それから終わった後の事後評価と、それからフォローアップの追跡評価、こういう4段階ある。その4段階に対して、マトリックスの中でこの文章がいろんなところに適用されてしまうから混乱するんだと思うんですよね。

例えば、施策・プログラムの事前評価の場合はこういう考え方、中間評価はこうだと、あるいはここを取るというふうにしていかないと、ますます混乱するんじゃないかと。これは後の、次の議論になりますけれども、資料4のところを読ませていただきても、多分混乱してくるんじゃないかと思うんですね。皆さんですよ。その辺の整理をしていただきたい。

そういうような施策あるいは課題の評価とは別に、一部に今度は独法の問題のような機関評価の問題も出ていますね。ですから機関評価のところはそういう課題には入らないわけですから、別の評価対象としてこの文章は読みますという、対象とこの読む内容はどれにフィットしているのかというのがわからないうと混乱を招くのではないですかね。ちょっとその辺が私は今、審議官と参事官の話を聞いていて、ちょっと私自身も混乱したものですから、その辺がどういうふうに整理したらいいのかをお考えをお伺いしたいんですけども。

【天野参事官】そういう意味では、先に資料4をご説明させていただいた方がいいのかどうかわかりません。大変恐縮ですが、資料4－参考1「国の研究開発評価に関する大綱的指針（概要）」という縦長の資料の目次でご説明をさせていただきます。まさしく今、古川先生からありましたように、施策の分け方としまして、この大綱的指針の中では評価対象の考え方というので、評価対象を4つに分けております。それが第3章に評価対象別ということで項目が出てございますので、ここでご説明させていただきます。

研究開発施策、さらに研究開発課題、これは施策の中にある課題ということで、課題はさらに3つに分けまして、資金別ということで競争的研究資金による課題と重点的資金、これは各府省等がプロジェクトでやるようなタイプのも

のでございます。さらに基盤的資金、これは独法あるいは国立大学法人が交付金でやるようなものというふうに考えていただければいいと思いますが、そういうふうに分けてございます。それ以外に研究開発機関、これが独法、国立大学等々でございます。さらに研究者の業績ということで、第3章は留意事項ということで、こういうふうにしなさいということではなくて、こういうことに留意してやりなさいと書いてございますので、先生の言われるような整理にはなってございませんけれども、現行の大綱的指針では施策はこういうふうな形で整理をしてございます。

その上で、その評価のやり方として、第2章で評価実施上の共通原則ということで、先生が今おっしゃいましたことは、第2章の4、評価時期別の設定ということで、事前、中間、事後、追跡の評価ということでやっていったらどうかということが示されております。評価手法につきましては研究開発の性格でございますとか、時期別や何かに応じて基準等を選ぶべきだというような内容が整理されているということございますので、事項としてはこういう事項を全体として整理をしていきたいと考えているところでございます。

【古川委員】私もそれでよろしいと思うんですが、多分、いろいろな意見の混乱は、資料3の中が、例えば論点1は全般のことであって、論点1-2は事前と中間、論点1-3が事後だとか、そういうことがいろいろに入り過ぎているんじゃないですか。論点1-4は追跡であるとか、論点1-5は基礎研究を対象にしたもの。論点1-6は独法評価。論点2は施策、論点2-2は独法というふうにいろいろなものが入りまじって論点として整理されていますから、多分、皆さんが議論する上で混乱しているんじゃないかなと私は懸念しただけなんです。

【奥村会長】ちょっと事務局を援護するわけじゃないんですけれども、これは部分しか切り出していないのでわかりにくいのが一つ。

それからもう一つ、冒頭にありますように、今回の大綱的指針の改定を何のためにやるのかという原則を資料3の一番最初の条文に書いてあります。要するに実効性のある研究開発評価システムを作りましょうねと。そこに向けて、どこをどう改定していくのがいいのかというところに主眼を置いているわけですね。したがって、そこに関わる部分を皆さん、先生方の出していただいた意見を、そこに関係する形で論点整理をさせていただいているものですから、ただいまの古川委員のご指摘のように、きっちりした類型別に個別に書いていないということで理解にしにくさをもたらしているのではないかということで、仮に大綱的指針にかなり大幅に手を入れるとすれば、当然、今、委員のご指摘のあったような形で最後は表現されないといけない、そういうふうにご理解いただいたらいかがでしょうか。

【小林委員】先ほどの論点2－1のところ記述で質問がありまして、これは事前と事後の評価という「例えば」のところに出ておりますので、効率的に行うんだということに重点を置かれているんだと思うんですけれども、政策、施策、個別課題という体系のもとで行うと。

今、施策と個別課題についての関連性の中で、評価をどういうふうに効率的に行うかということが論じられていると思うんですが、その後段の部分でそれぞれの施策間で関連づけした体系的、効率的な評価の仕組みというふうに書いてございますけれども、このときの政策と施策の間の関係といいますか、今、縦のラインを見ているんですけども、横でクロスになっているところで政策目的から照らすと、その中で政策目的を達成するための施策間の例えば重複がないかとか、効率的に行われているかというような、クロスというか、横のラインの評価というのもも効率的に行う必要があるんじゃないかというように読んでよろしいのか。

そうすると、もしそういうふうに読めるとすると、それについての強調といいますか、コメントがあったほうがいいんじゃないかというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。

【天野参事官】これは必ずしもこうならないものもございますので、「例えば」と、こういう例もあるという「などの」「もとで」というふうに言っていますけれども、3段階でありますと、それぞれの評価あるいは関連付けですと、先生がおっしゃいましたように、施策関係ですと、さらに上の政策の評価を見る中で施策間のものが出てくるということだと思います。

先ほどもご説明しましたように、考え方は政策段階があれば、それぞれの段階での物を見ていくことになると思います。大綱的指針の中でどこまでを対象にして言うかというふうに考えますと、具体的にはこの施策レベルから始まるのかなという感じがしますので、施策の中での関連というのを見ていくのかなと思っております。概念上はあり得ると思いますけれども、どこまでを対象にしていくかということで、どの段階までの関連づけを言っていくかということになるのではないかなと思います。そこはまた先生方のご意見も踏まえて整理をさせてみたいというふうに思います。

【古川委員】今のは、参事官のご説明で私も理解しましたけれども、もともとは各省庁で独立の施策があって、省庁間のオーバーラップがあるんじゃないのかという議論がありましたよね。だけど、それについては内閣府を中心にして連携施策群という形で整理をしてきた。だから、その連携施策というものを少し見直すということがどこかにあってもいいかもしれませんね。そういう考え方だと私は思います。

【加藤委員】非常に単純なところなんですけれども、論点1－3の「例えば」

ですけれども、先ほど笠見委員が資金のお話をなさいまして、この評価の中に資金の評価についてはどこにも書かれていないんですけども、資金の妥当性みたいな。

「国家基幹技術等の国家的プロジェクト研究」というのは、ある意味で日本が覚悟を決めてやっていくものですね。ですから、ここのところぐらいは「例えば」の中になっているんですけども、投入資金の妥当性みたいなところが評価項目の中に入っているといいかなと。それから出てきた事後評価の中でも、投入した資金に対しての妥当な適正な評価が上がっているかどうかというところを評価の軸の中に明示的に入れてもいいのかなという感じを持っていきます。

【奥村会長】各委員の先生のご判断で、そういうことであればそういうことで行っていいんですが、何かご説明ありますか。

【天野参事官】いえ。

【陽委員】先ほど古川さんがおっしゃったことと基本的には同じなんですが、それにちょっと追加するような項目を話してみたいと思います。

結局、今日のお話は、最後には大綱的指針をどう作っていくかに尽きるんだろうと思うんですが、次の6点がこの大綱的指針の中にモザイク状にうまく入れられるかどうかに全部尽きるだろうと思うんです。

1点目は、先ほどおっしゃいましたけれども、政策、施策、事務事業というのかプロジェクトでもいいんだけど。この問題が、政策は無理かもしれません、そういうことが入っているかどうか。

それから2点目は、基礎と応用と実用という評価がどのように入っているのかということ。

3点目はちょっと厳しいけれども、省庁あるいは独法。独法は研究所なのかプロジェクトなのかというものが、この大綱自身の中でも入っているかどうか。

4番目は、事前、中間、事後、フォローアップあるいはレビュー、こういうものがちゃんとうまく大綱の中に入っているか。

5点目は、選任する評価者の評価みたいなもの。この評価はいつも問題になるなんだけれども、評価者の評価みたいなものが入っているかどうか。

6点目は、研究者の業績の問題ですね。それが大綱要領の中にどのように入り込むかという、そういう項目が上手にモザイク状に各項目ごとに入つていけば、大綱が少し立体的になってくるような気がするんです。

基本的には古川さんのおっしゃったことそのものだと思いますけれども、追加した項目は何点かあります。

【齊藤委員】いろいろ今大変いい議論していただいていると思うんですが、論点1-4あたりのところで、研究開発成果をどのように後で活かすかという話で、その中に実用化というのがあって、ときどきこの実用化というのは非常に

高くクローズアップされることがあるというふうに思いますが、実用化というのは、例えば私どもの情報技術の分野で言うと、こういう評価が全部ドメスティックなんですよね。日本で実用化してそれが評価されるということが、何年か経つと最悪の事態を招くということはたくさんあるということなので。そういう意味では実用化を急がせることをしないほうがいい場合がＩＴの分野では非常に多いと。

その他の分野でそうじゃないところもあると思いますが、先ほど実用化研究と言われたときに、今のグローバルの世界の中で、今まで実用化を非常にせっかちに迫ってきたために大変失敗したというケースはたくさんあると。ここら辺の言い方が全部ドメスティックですよ。先ほどインターナショナルなベンチマークという話があって、それ以外何処にも国際性が無いのね。

この間は人材の点で申し上げましたけれども、そういう点について、やっぱりちょっとこのままじゃどうしようもないと。その評価ね。これは実用化した産業界でもいいし学会でもいいですが、国際的な場でどういうふうな位置づけになるのかということについて、過去に非常に失敗例が多いもので、そのところの反省をちゃんとしなきゃいけないという感じがします。

それから今の政策、施策の話。事務何とかという話がありますが、この実用化という意味からすると、各省の中ではそのところは一貫しているのかもしれないけれども、ある省で実現されたものが実用段階になって他の省も含めて、研究政策じゃないと思いますが、そういう一般的の政策と矛盾することによって実現しないこともあります。これもたくさんあると。

そういうことに対して、この実用化という話になると、研究開発が悪いんじやなくてね、あるいは評価が悪いために失敗したということも過去においてはたくさんあると。そういうことを少しプラン・ドゥ・シーではないけれども、十分検証してどうすべきかというファクターは、そういう研究項目が必要だというふうに思いますが、この見直しの中に、皆さんこれわかりにくいからやりましょうとか、何かいろいろこれに対する疑問があつて見直しということになっているんだと思いますが、過去においてこういう目標の立て方が失敗を導いたということもたくさんあるということについてどのように評価し、どのように今後やっていくのかということについてご検討になる必要があるんじやないかというふうに思います。以上です。

【榎原委員】今、齊藤さんのご発言に対してちょっとと思い出したので、提起したい論点が、他の委員の発言を使って恐縮ですけれども、前回、北澤委員が、評価を進めると合理性が高くなっていく面は当然あるとして、しかし、志が低くなるという。

これは非常に重要な発言で、それが論点と今回の論点を活かした修正案とに

どういうふうに消化、吸収されているのかということ。北澤さんご自身の発言自体も非常に大きな含みがあるので、100%消化しているわけではないですけれども、少なくとも事務局の方で論点としてどこに盛り込まれているのか、盛り込まれなかつたのか、先ほどの齊藤さんのご発言もそういうことにつながる指摘かなというふうに聞いたんですけども、それはどうなっていますでしょうか。

【天野参事官】今、榎原先生のお話からいきますと、今回の論点の作り方が、評価に関する全ての項目を取り上げているのではなく、実効性のある研究開発評価システムという視点でのご意見をいただいてまとめたものですから、先生方のご意見等の全てが反映されていないものもあるというところは確かにございます。

ただ、それはまさしく効率性の話とこの評価の大綱的指針といいますか、私どもの全体の中で評価の質を上げていくという視点がずっと出ておりますので、そこは当然、視点として両者をにらみながらやっていくということになるとを考えているところでございます。

【奥村会長】ちょっと私のほうから補足といいますか、今の榎原先生のご発言に付言しますと、前回は北澤委員がおっしゃるようなご指摘がありまして、結局、私どもの評価というのは、最初のP D C AのCに相当しているわけですけれども、Pのところから全体を見ないと本当のCはできない。これはおわかりいただけると思うんですけども。

今のように志を低くする恐れがあるというのは、まずその志を高くするプログラムがあって、そのプログラムの中でどう評価するかという評価のあり方で志の部分をより高く評価するという評価指針があつていいわけですね。例えば科研費なんかは、それに近いのか。例えばそういう個人の発想を大事にするような研究で、やっぱり志の高い研究をより高く評価すると。つまりプログラムによって、評価の重みを変えるということはあっていいわけで、したがってそういう属性をこここの指針で申し上げると、まさにプログラムの属性によって評価の指針を変えなさい、あるいは多様性を持たせなさいと、そういうことになると思うんですね。

ですから、この指針に志が高いというような直截的な表現は、あるいはそれに類するような性格のことはやや書きにくいかという感じは私は持っております。ですから、プログラムに合わせたような評価指針を作りなさいという指摘かなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【笠見委員】もう一度、くどいようですけれども、確認したいんですよね。2ページ、私昔もらった資料のほうを見ていたのでちょっとあれなんだけれども、今日の資料で2ページの①なんだけれど、「研究者が実施する新たな知の創造

を目指した基礎研究」ね。昔は「研究者の自由な発想に基づく」随分表現が違うんですよね。

だから、私の言いたいのは日本学術会議もやっているように、基礎研究には2つあるよと。自由な発想で自由な目的でやるものと、国の要請、社会の要請を受けて基礎研究をやる部分。これは目的基礎研究と呼んでいるんだけど、目的基礎研究的なものはさっきから言っているように、例えば独法がやっているのは②でとらえるべきだと。全部はとらえられないかもしれないけれども、②でとらえるべきだと。

今の新しい研究だと基礎研究は何を指しているの。その目的基礎研究もみんなこの中に入っちゃうわけ。だから、余りあいまいな表現はしないでほしいと、こういうぐあいに思っております。

【天野参事官】まさしく基礎研究にもそういう面はある目的を持ったようなものというのは確かにあるかと思いますけれども、ここで整理させていただいたかったのは、自由な発想に基づくというとそこだけに、いろんな研究の中で基礎研究だけが自由な発想ではなくて、いろんな場面で研究者の自由な発想があり得る可能性があるので、基礎研究だけにこの修飾語をつけるのは適当ではないのかなということで、ここは変えさせていただいたということでございます。

【笠見委員】目的基礎研究的なものは入らないと。①、②は。

【天野参事官】そういう意味ではなくて、修飾語として適當じゃないかなということだけで整理をさせていただいたものでございます。

【笠見委員】だから言いたいのは、皆さんの分類だと、交付金の大部分が②に入るんですか、あるいは①ですかということをお聞きしたいんですよ。だから、さっき言ったように、どのくらいの金がそこに入るのかと言っていたんだけれども。今、交付金に対する期待がすごく大きいんですよ。ですけれども、独法化になっちゃった場合5年間自由度があるわけで、そこをどういう具合に評価していくかというのはすごく重要なんですよ。だから、それは当然国の要請に応えて、社会的に世界と競争しながらやるわけですよ。

【岩橋審議官】私の方からお答えさせていただきます。ここで例示させていただいておりますのでは、まず評価の方の立場からの観点でございまして、今、笠見委員からお話がございましたのは、今度は逆に各省庁が施策あるいは独法にどういう使命を与えるかという方からの論点かと思っております。

評価する観点から基礎研究あるいはプロジェクト等の場合にという形で「例えば」という形で提示をさせていただいておりますけれども、実際に昨年でございますけれども、総合科学技術会議有識者議員のペーパーという形で、本会議に研究開発独立行政法人というのは国の施策を実施するためにあるのであるという見解は改めて提示していただいているわけですけれども、その中でそれ

ぞれの独法に各省庁がその運営費交付金の中でどういうミッションを与えるかということによって、それはこの①、②、③どれに該当するかというのは決まってくるものであると。

その場合に、それぞれの各省庁がその予算の中でこういう目的で当該独立行政法人にミッションを与えた場合に、そのミッションを評価の観点からこういうふうに見たらどうかということでございまして、それはそれぞれの予算がどういう目的で計上されているかによっているということで、この評価の中で個別の事業がどこに当たるかということを整理しようというものではございません。

【笠見委員】わかるけれど、それじゃ、ミッションが3種類ありますねと。BとCはここでいう②ですよと、そういうのがわかるようにしてほしいということなんです。

【奥村会長】はい。

【石倉議員】私は今日これに初めて参加させていただいたので、ちょっとわけのわからないということを言うかもしれないんですが、先ほどの齊藤さんと榎原さんのご指摘というのは非常に重要なと思ってます。それは、この種の委員会をやると、いつも今やっていることということだけが書類になって出てくるので、全体観がいつも無いんですね。一体これは何のためにやっていて、どの部分なんですかというのを私はいつもよくわからなくて、どうなっているんですかということをよく聞くんです。それは、これを見た人はやっぱりそういうふうに思うんじゃないかと思うわけです。

そっちがひとり歩きをする可能性があるので、大綱的指針というこれからやることについても関係があると思うんですが、例えばこれを作った、平成17年度と今の状況というのはこういうふうに違っていますと。現状はこうなっていて、その中で国の研究開発というのはどういう位置付けにあって、何を考えていかなきやいけないかという「はじめに」みたいな、背景説明みたいのをちょっと入れて、それからそれを総合科学技術会議で出してもいいし、これも一部として出してもいいんですが、何かそういう位置付けがあって、それから先ほどおっしゃったように、いろんな言葉がモザイク状に各ところにちゃんと入っていればいいのではないかというふうに思うんですね。

ただ、最初に「はじめに」というか、これだけ見ると効率だけを非常に目標としてやっているように思えてしまうので、必ずそうじゃないんですよと。そこをちゃんと言ったほうが全体としてはわかりやすいのではないかと思いました。

【奥村会長】ちょっと事務局、全体のことで今の石倉議員への説明をお願いします。

【天野参事官】全体の流れという意味では、確かに先ほどこの水色のファイルには前回の資料をつけさせていただいているが、前回の資料もこれまでの評価専門調査会における検討の経過ということで、問題意識あるいはこの国の研究開発評価に対する取り組みの経緯、それと今回こういう論点になってきた先生方からいただいたご意見、それをまとめて今後こういう大綱的指針の改定に結びつけていきたいという流れになっています。

ですから、先生には十分にご説明しなくて、その流れも今日ははしょって論点の修正案のご説明をさせていただいて、この論点につきましてもより実効性、次につなげていくという観点で整理をさせていただきましたので、先生方から幅広いご意見をいただいたおりまして、それを十分この中に全部が反映されていないというご指摘は確かにそうかと思います。

これを大綱的指針に見直しに反映する際には、大綱的指針、また後でも簡単にご説明させていただきますが、研究開発の評価の必要性なり全体の大綱的指針自体の科学技術政策の中の位置付けも含めまして整理をさせていただき、政策の体系あるいは評価の体系の中で、それぞれ縦横が揃うような形で整理をさせていただきたいというふうに考えております。

【古川委員】ちょっと簡単ですけれども、この後の議論をするのに、もうちょっとスタンスがそろっていたほうがいいと思うんですよね。それは石倉先生のご指摘のとおりなんですが。

1995年に科学技術基本法を策定したときは、やはり日本は基礎研究ただ乗り論という議論があったから、だから基礎研究をある程度重視していきましたというスタンスがあったと思うんですよ。それから十何年経ってきて、1期、2期、3期というふうに来て、最近は国際競争力、競争力強化ということが国としての使命になっている。それを受けた形での国としての研究課題をどうするかということなんですね。

ですから、この十数年の中に基礎研究から少しづつ応用研究のほうにもウエートが移ってきてているという実態があると私は思うんですよ。そういう流れの中でも、しかし基礎研究も重要であるからということで、この論点の中にも、例えば11-5のようなところに基礎研究の重要性もきちんと書いてあると思うんです。しかし、全体的な大きい流れはそういう流れにあるということを我々は共通認識していないと、次の議論もかなりばらばらになるんじゃないかなというのが私の意見です。

【本田委員】先ほど石倉先生もおっしゃったのですが、全体がどうなっているか、今やっている議論は何のためにやっているのかということですけれども、たしか私の記憶では、この大綱的指針の資料4-参考1の概要がございますよね。その4ページに、実は評価方法の設定で（3）の評価項目・評価基準の

ところで、「研究開発の特性に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定し実施」というのと、(4)の1番目の〇ですね。「研究開発の性格（基礎、応用、開発、試験調査等）に応じて適切な評価項目を評価基準、評価手法の設定を行う等、柔軟に実施」という項目があるにもかかわらず、結局、共通的な評価項目を設定していろいろやっていたので、いつもやるときに議論になったと。

そうしますと、ここの中のこういうふうな抽象的な書き方でなくて、もっと具体的にそのマトリックスを決めて、そのマトリックスごとに評価項目を設定しておいて大綱的指針に載せておけば、そういう議論はなかったのじやないかということが話のまとめじやないかと思うのですね。

じゃ、そういうふうなマトリックスをどう作るのかとか、それぞれごとに評価項目をどうするのかという議論があれば次に進んでいくと思うのですけれども、このような話をしましたら、結局、また2年前の評価項目の効率化見直しのところに戻っていってしまうのですよね、それは。だから、私はちゃんとここにあるのに書き方が抽象的だから今の議論になっているのじやないかなと思うのですね。それは笠見先生、古川先生、私も一緒のことを言っていると思うのですけれどもね、それは。

【奥村会長】今のご意見と関係しますので、引き続いて資料4の方の説明を先にさせていただいて、改めて一緒に議論をしたいと思います。

＜事務局から資料4に基づいて説明が行われた＞

【奥村会長】これから進め方に関しての説明でございましたけれども、当然、その前の議題と関連する話題でございますので、あわせて引き続いてご議論いただいたらよろしいかと思います。いかがでございましょうか。

【本田委員】今のご説明のように、「国の研究開発評価に関する」なんですね、「国の研究開発評価」、そういうときに、私、以前1回申し上げたのですけれども、いろんな、JSTであるとか、産総研であるとか何であるとか、そういうところのいわゆる機関評価の説明がかなりあったのですね。機関評価と研究開発評価と違うということがもう少し明確にされないといけないのじやないかと。こういう出ていました資料2－参考3の裏なんかを見ますと、これは機関評価なので、我々民間から見れば業務監査と会計監査をしているような内容ですね。それは違うよということを明確にすれば、こここの研究開発評価とそういう機関評価と違うということ。

ところが、今まででも機関評価と研究開発評価がごっちゃになっているのですね。それも先ほど古川さんが言ったマトリックスの中のやつで分けていけばいいので。この今の資料4、また資料4－参考2を拝見すれば、本質的には全

部入っているのですね。それが具体的にブレイクダウンされていないので、それぞれの方が自分の都合のいいようにやっていくと。そうすると、結果として正しい評価とか、正しくない評価とかになってしまふのではないかということなので、ここにしっかりとあるので、そこをもう少し具体的に明記するというので、この次のステップとして平成17年、次、平成21年か22年か知りませんけど、それでやつたら方向性としてはいいのじやないかと思うのですが、いかがなんですか。

【石倉議員】要するに全体を俯瞰するマトリックスがあればいいというふうに思うんですね。そうすれば、私はここに当たるんだからこれをやろうと。だけど全体はこうですよねというのがわかるので。それは具体的なリストが出ていれば、本当はここにあります、あそこにありますと言われても、私たち実際にやる人はわからないので、いいように解釈できるので。全体はこうです、具体的にはこういうふうに違いますというのが明らかにリストでわかれれば、それですべて解決すると思うんですよ。

その後で、あんまりここまで具体的に言うと問題だとかいう話が後で出てきたら、それはそれでまた考えればいいわけで、まず最初の具体的なものの全体観のリストを対象別、機関別というのを先ほど古川さんおっしゃったように作るというのが、私は一番最初のステップだと思います。

【奥村会長】事務局、今の議員の発言に。

【天野参事官】今、本田先生、石倉先生からのご指摘でございますけれども、本田先生もおっしゃられましたように、内容的にはこの中に結構書いてございまして、本文を見ていただきますと少し原則的なことが最初に書いてあって、その後にいろんなものに多様性に応じて留意していきなさいと。また、当然に研究開発の性格だとか、あるいは時系列にも違いますと。実施する主体によつても違いますという特徴的なところが留意事項としてそこに整理されているという構造になっているのは事実であります。

そういう意味では、少し対象別にはっきりある程度わかるように、そこを原則を貫いて一つの形に整理をしていったらどうかというふうに考えているところでございまして、きちんとした、どこまで細かいところまで言うかというのは、また石倉先生のご指摘がございましたようにご検討かとは思いますけれども、一度再整理をさせていただくというのが次のステップになるかなというふうに考えております。

【奥村会長】私のほうから一言申し上げたいのは、この大綱的指針に、先ほど参事官が説明しましたように、類型別には書かれているわけです。それ基にどういうふうに類型ごとに原則として評価をしなさい、あるいは留意事項としてこういうことに留意してしなさいということは書かれているわけで、

そもそも現在行っている議論が出てきた背景は、いわゆる個別個別にやるので、結果、研究者はすべてのマトリックスの中で重複的な作業を強いられ、非常に負荷が高い。しかも、その結果が活かされずに次の研究資金の獲得に、一言で言うと実効的な研究開発評価システムになっていないのではないかというのが原点にあったと思うんですね。ですから、類型的に見るのはもちろん大事なことなんですが、そのマトリックスの単位ごとに厳密に評価しなさいという議論の進め方をしますと、それこそまた原点に戻る恐れというの無いだろうか。これはぜひ皆さんでご検討いただけたらと思います。

それが一つと、もう一つは、前に平澤前委員がレクチャーされたのをご記憶の方もいらっしゃると思うんですが、個々の課題の評価なりプロジェクトの評価なりは、それなりに各省で厳正にやっているはずなんですが、マクロ的に国際的な基準で見ると、日本の研究開発の費用対効果は極めて低いというデータをご紹介されたわけですね。あれがもう一つの、要するに現在議論している原点だったんだろうと思うんですね。非常に個々には厳密に議論あるいは評価をしているんだけれども、では、日本全体としての研究のコストパフォーマンスは高いだろうかというと、あの資料ではむしろ極めて低いという結果が出て、個々の評価のプロジェクト、あるいは課題の評価と総体としての評価の整合がとれていないという問題があった。それで、もう少し実のある評価はできないだろうかというのが、私の記憶している原点だったと思いますので、これからまとめていくに当たって、やはりもう一度こここの改定作業をしている目的ですね、最後のでき上がりの姿ということを確認しつつ進めさせていただきたいな、こう思っております。他にご意見。

【宮崎委員】幾つかあるんですけれども、今日のいろいろのお話では、基礎研究とそうではない研究というのを本当に分けて議論していると思うんですけれども、基礎研究も目的基礎研究あるいはその応用研究も、本当は境界がはっきりしていなくてあいまいなんですね。例えばアメリカのNIHで行われている研究は、本当は目的がある研究ですけれども、目的基礎研究で基礎研究なわけですね。病気を無くすというか、例えばエイズに対する薬を作るとか、そういう目的があるわけです。ですから、ここではそういうふうに分けて、基礎研究の場合は数値的な定量的な評価が困難であるけれども、そのほかの研究の場合には具体的な指標とか数値による評価手法を用いるようにするとか、そういうお話でして。

でも、私は昨年までは文部科学省の評価委員の方にも入っていました、この資料2－参考4というここで行われた議論なんかにも私は入っていたんですね。本当にこういった数値的な目標を出すと、困難なチャレンジングな研究を行えなくなってしまうとか、そういう問題も挙げられますし、本当にそれは慎重に

検討されるべきであって、逆効果も与える。それから、そういう目標を出すと研究者は行動を変えるわけですね、本当に。例えば国際会議で発表することがいいというふうに言われば、重要ではないような国際会議にも無理に参加したり、そういうふうにどんどん研究者は行動を変えていくわけです。でも、それが本当にノーベル賞につながるような画期的な研究を行うというのではなくて、こういう点取り虫みたいな行動を行うような研究を進めてしまう形。それが1点です。

それからもう一つのことは、私、以前やはり総務省の独立行政法人評価の審議会にも入っていまして、いろいろな評価をしたんですけども、一つの独立行政法人の中でもいろいろな研究が行われています、例えばJAXAの場合でも、サイエンス系の、例えば月の探査なんていうのは本当にサイエンスのプロジェクトです。あるいは次世代の衛星間の通信とか、そういうのをやるのは技術に関連しているプロジェクトでして、同じ独立行政法人の中でも全然異なった研究も行われています。それからまた業務も行っていますね。ですから、独立行政法人だからプロジェクト評価だとか、そういうふうに決めるのではなくて、やはり個々の研究テーマというのを見ないといけないと思うんですね。

それから何のための評価をするのかというのは、やはり国のビジョンがあつて、国のビジョンに対して各省庁が取り組んでいろんなプログラムを作るわけですね。例えば安心、安全な生活ができるように、そういうビジョンがあるわけです。そうすると、食品の安全もありますし、あるいは交通で交通事故を無くすための研究を行う。ヨーロッパの場合なんかでは、本当にそういうニーズから始まっているいろんなプログラムを作っているわけですね。本当に交通事故を無くすためにどういう研究を行ったらしいのか。そしてそれをするためには省庁を横断したようなプロジェクトを発足しているわけです。ですから、次世代交通システムの場合なんかだと、総務省、国土交通省とか一緒になってやらなければいけない。

私はその前回のこの委員会の場でそういう発言をしたわけですね。省庁を横断したようなプロジェクトの評価に関して何か言ったらどうですかと、そういうことを。今日のあれには余り見られないんですけども。ちょっと意見です。

【手柴委員】余り議論になっていないので一言だけ。民間から見ますと、結果的に評価してどうなんだというのは、やっぱり反映された先のことを考えてみてなんですね。僕もいろんなところの評価をさせていただいたんですけども、いろんな大綱的指針もみんな書いてあるんですけども、例えば予算、人材等の資源配分に反映します、民間の場合は待遇にも反映しますとか、こうなるわけですね。

いろんな評価をやるんですけども、結果的に僕ら民間の立場から言うと、

これで反映したんですかと。本当にこれで資源配分に反映できているんですか。ほんのわずかなわけですね。これはいつまでも、せっかくいい評価システムをつくって、結果的に資源配分の反映の仕方をきちっとやっていかないと、形はこうなりますけれども、確かに大綱的指針の全文を改めて読ませていただいてもきちっと書かれていると思うんですね。ただ、その程度はどうも私自身はやっぱりそこにきちっと大きく反映するようにしないと、ある意味で評価を正しくできないというふうに思っていますので。それは今まで余り論点にされていませんし、民間から思うと、まずは反映の仕方ということから、それじゃそういう反映するために正しい評価を行っているかと、そういう観点に戻りますので、そういう観点も必要じゃないかというふうに思います。

【奥村会長】まだまだ尽きないので、いろんな多面的なご意見をいただいているので、もう一度整理させていただいて次回も続けさせていただきたいと思います。それでは、次のスケジュールについて、事務局から。

【天野参事官】本日、ご意見も出ましたので、資料2、資料3のご意見と論点は整理させていただきますし、先ほど何人かの先生からございましたように、全体の整理というのをしてみた方がいいと思いますので、次は大綱的指針の骨格になるような全体の項目の整理なり事項の整理ということを検討させていただいて、ご議論いただいたらいかがかなと思っております。

次回につきましてはまだ日程調整はしてございませんが、5月の中旬ないしは下旬に予定をさせていただけたらと思っておりまして、また日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

【奥村会長】最後でございますけれども、実はこの中の専門委員の方々で今回が最後になる方がいらっしゃいますので、ご紹介して私のほうから御礼申し上げたいと思います。加藤委員、手柴委員、宮崎委員につきましては、4月23日付で任期が満了するということで、大変長い間お世話になりました。ありがとうございます。それから今日はご欠席ですけれども、垣添委員、北澤委員、それから笠見委員につきましては、ご都合により専門委員を退任されます。長い間本当にありがとうございました。

ということで、また次回は新しいメンバーの方に加わっていただいて議論をしていただることになります。大変長い間、貴重なご意見いただきましてありがとうございました。

—了—